

228  
押啓 小生 銀行より借用致居る負債  
儀 毎月四十円宛に清致の様 昨年の末  
赤松君は約定致居る其後俄に二回<sup>の</sup>償  
還<sup>の</sup>久しく起居音に任ぜず 全快甚か  
く取り取仕為右約定の返金二ヶ月迄  
有致居る今一處まで到底聖約履行  
致兼は次第に立至る候

拙母儀 小生の病氣甚重なり二月以前重  
米利加より東京致居る小生人事是迄  
種々の輩を著し慣れ居る此輩に小生  
是れを國民堂學會に出會致し 小生の  
容易志らざる 補助致居る 小生に  
大に力なす 今後種々の困難を打克  
ち得べしと確信致候

堂の内情斯く次第には能く承知有内  
に於て如何か 小生に於ては職務有之申  
動仕者又小生依て負債月々返済致候  
様お成り候 小生の幸福此上も無致候  
に存候 今更改致居る申上は迄も承知  
閣下は 小生に既承知有候 小生に  
歐羅巴西細亞の諸國に道下文章等  
に當り熟達致し 且法律等も幾分か  
得居仕 二月閣下のため 外務書記官の位  
置も 小生に河するに得候 小生に  
補助も 小生に存候 小生に職務有



得居任二月閣下のため外務書記官の位  
置もこの河するに堪はるべきに於ては  
補助も亦おこなふ存候も此等職務も  
わすれざるに閣下の命に従ひまをん  
て務め齋骨可仕候

國民堂學會事是迄連續致まりは身  
に更廢會致りも遺憾の至りも存候に付  
午前九時より午後二時迄の時間を以て  
日操専断を以て其月俸を為禮も致り  
其予額を此等且是迄向に向可申候  
亦故君の法流も其脳力も時多に  
少く閣下は艱難致候に付閣下も必  
が其無情可有之様申居ら此等小  
是迄私利の念も正直にお働に付  
と閣下は此も亦承知可有之存候  
此致年来口古子文章子果生の力も  
日本の権利幸福の爲其心苦慮する  
余の勉みから其等も其自信致候  
候

明治三十三年  
九月三十日  
エフ、カブル、ト、イーストレーキ

外務大臣  
伯爵大隈重信殿



228  
B

牛込早稲田  
大隈重信伯  
執事  
御中





封

神田区三崎町

博士イストレキ

明治三十二年六月三日